

## 日本心理学諸学会連合会則

### 第1章 名称及び事務所

第1条（名称） 本連合は、日本心理学諸学会連合（略称：日心連、英語名：Japanese Union of Psychological Associations）という。

第2条（事務所） 本連合は、事務所を当分の間、東京都文京区本郷5-2 6-5 扇屋ビル901号室に置く。

### 第2章 目的及び事業

第3条（目的） 本連合は、心理学及びその関連分野の調和ある発展を期し、心理学諸学会独自の活動を尊重しそれを支援しつつ加入学会間の連携を強化して、国際的協力関係を深めるとともに、社会的諸問題の解決方策を総合的・持続的に立案・提言して、多面的な貢献をめざす。

第4条（事業） 本連合は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 心理学分野における諸領域の連携・協力の推進
- (2) 他の学問分野との連携による学術水準の向上
- (3) 心理学分野における国際協力の強化
- (4) 大学・大学院における心理学教育の高度化とそのためのカリキュラム整備
- (5) 行政・産業・教育文化等、心理学が関係するあらゆる分野における心理学研究の成果ならびに技術の普及と施策の提言
- (6) 心理学基礎資格制度の制定と運営
- (7) その他、本連合の目的を達成する上に必要な事業

### 第3章 構成員

第5条（構成） 本連合は、原則として、日本学術会議の心理学及びその関連分野に登録した学術団体をもって構成する。

- 2 日本学術会議の登録制度廃止に伴い、新規入会にあたっては、日本学術会議の登録基準を準用して審査を行う。

第6条（理事） 本連合の理事は、構成学会の代表役員（理事長・会長・運営委員長等）、及び構成学会の会員数に応じて当該学会から推薦された者とする。

- 2 各構成学会の理事の定数は、次のように定める。

(1) 学会の代表者1名

上記(1)に加えて、

- (2) 会員数1,000名以上4,000名未満の学会の役員のうちから推薦された者1名、会員数4,000名以上10,000名未満の学会の役員のうちから推薦された者2名、会員数10,000名以上の学会の役員のうちから推薦されたもの3名

- 3 推薦母体である構成学会の役員任期の定めにより理事資格者に変更が生じた場合には、その旨を遅滞なく届け出、理事を交替する。
- 4 同一人が複数の構成学会の代表役員(理事長・会長・運営委員長等)を兼ねる場合は、当該学会の協議により、その一つを本連合理事とし、他の学会は、代表役員に代わる役員の一人を本連合の理事として登録する。

第7条(会費) 本連合の会費は、次の通りとする。

- (1) 年会費は、構成学会の当該年度会員数に基づいて算定する。
- (2) 年会費の算定基準及び金額は、別に定める。
- (3) 年会費のほかに、事業に必要な経費を徴収することがある。

#### 第4章 役員

第8条(役員) 本連合には、次の役員を置く。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長 2名
- (3) 常任理事 7名
- (4) 事務局長 1名(常任理事が兼務する)
- (5) 監事 2名

第9条(役員の選任) 前条に掲げる者のうち理事長、副理事長、常任理事5名、及び監事は、理事会において理事の互選によって選出する。

- 2 常任理事のうち選挙により選ばれた5名の他に、2名を理事長が指名する。
- 3 事務局長は常任理事のうちから理事長が指名する。
- 4 理事長、副理事長、常任理事、及び監事は相互に兼ねることができない。

第10条(役員の職務) 理事長は、本連合を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、副理事長以下あらかじめ理事長が指名した順序により副理事長または常任理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。
- 3 副理事長は理事長を補佐する。
- 4 常任理事は、理事長及び副理事長とともに常任理事会を構成し、理事会の議決に基づいて通常の会務に従事し、理事会の議決した事項を処理する。
- 5 事務局長は、通常の事務、及び常任理事会・理事会等の議事運営に関する事務を総括する。
- 6 監事は、本連合の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。
  - (1) 財産の状況を監査すること
  - (2) 常任理事会の業務執行状況を監査すること
  - (3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること

第11条(役員の任期) 本連合の役員の任期は2年とする。なお、引き続きその任にある場合、2期(4年)を超えて留まることはできない。

- 2 役員の任期は、原則として、7月1日から翌々年6月30日とする。

3 役員は、構成学会の役員の任期が終了した場合は、任期中であっても当該職を終了する。その場合当該職の後任は、副理事長、互選による常任理事、及び監事には次点者をもって充て、また理事長選考の常任理事には新たに理事長が選考する理事をもって充て、その任期は前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

第12条（役員の解任） 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現員数の4分の3以上の議決により、該当者を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき

第13条（役員の報酬） 役員は、無報酬とする。ただし、会務のために要した費用は、支弁することができる。

第14条（職員） 本連合の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、常任理事会の議を経て理事長が任免する。

3 職員は、有給とする。

## 第5章 会議

第15条（理事会の構成等） 理事会は、第6条の理事をもって組織する。

2 理事長は、必要に応じて理事以外の者に理事会への出席を求めることができる。

第16条（理事会の招集等） 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、または理事現員数の5分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたとき、理事長は、その請求があった日から60日以内に、臨時理事会を招集しなければならない。

第17条（理事会の議長） 理事会の議長は、理事長が務める。

第18条（理事会の議決事項） 理事会は、本会則に別に定めるものの他、次の事項を議決する。

(1) 入会

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 事業計画及び収支予算

(4) その他、常任理事会において必要と認めた事項

第19条（理事会の定足数等） 理事会は、理事現員数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。その場合、代理出席者は議決に加わることができるものとし、定足数に加える。

2 理事会の議決は、代理者を含む出席理事の過半数の賛同をもって決するものとする。ただし、議決要件に関して動議があり、それが出席者の3分の1以上によって支持された場合は、3分の2以上の賛同をもって決するものとする。

第20条（議事録） 全ての会議には、議事録を作成し、これを保存する。

## 第6章 委員会等

第21条（委員会の構成） 本連合に、常置委員会及び特別委員会を置くことができる。

第22条（委員会の設置） 委員会の設置は常任理事会が発議し、理事会の了承を求める。また委員会委員は、常任理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

第23条（委員会の規定） 委員会に関する規程等は別に定める。

## 第7章 資産及び会計

第24条（資産の構成） 本連合の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設置当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生じる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

第25条（資産の管理） 本連合の資産は、理事長が管理し、うち現金は、理事会の議決を経て、確実な方法により、理事長が保管する。

第26条（事業計画及び収支予算） 本連合の事業計画及びこれに伴う収支予算は、常任理事会において編成し、理事会の議決を経て執行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、同項に規定する理事会を開催することができないときは、常任理事会の議決を経て執行することができる。ただし、その場合には、直近に開催される理事会において、これに係る承認を得なければならない。

第27条（収支決算） 本連合の収支決算は、常任理事会において作成し、監事の意見を付し、理事会の承認を得なければならない。

第28条（長期借入金） 本連合が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経なければならない。

第29条（新たな義務の負担等） 本連合の新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第30条（会計年度） 本連合の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 会則改正及び解散

第31条（会則の変更） 本会則は、理事現員数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

第32条（解散） 本連合の解散は、理事現員数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第33条（残余財産の処分） 本連合の解散に伴う残余財産は、理事現員数の4分の3以上の議決を経て、処分することができる。

## 第9章 補則

第34条（書類及び帳簿の備付等） 本連合の事務所に、別に定める書類及び帳簿を備えなければならない。

- 2 前項に係る書類は、それぞれ別に定める期間、保存しなければならない。

第35条（賛助会員） 本連合に団体及び個人の賛助会員を置く。賛助会員に関する規定は別に定める。

第36条（細則） 本会則の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

附則

- 1 本会則は、平成11年5月15日から施行する。
- 2 本会則の一部改正は、平成22年12月23日から施行する。

以上

## 日本心理学諸学会連合細則

### 第1章 通則

第1条 日本心理学諸学会連合会則第35条に基づき、入会及び退会、会費、役員を選出、会議、委員会等に関する諸規定を設ける。

### 第2章 入会及び退会

第2条 本連合に入会を希望する学会は、その代表者（理事長・会長・運営委員長等）による入会申込書に当該学会の会則・会員現況・役員名簿等の関連資料を添えて理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第3条 本会を退会しようとする学会は、その代表者（理事長・会長・運営委員長等）による退会事由書を理事長に提出しなければならない。

### 第3章 会費

第4条 本連合の年度会費は、構成学会の年度当初の会員数を基準として、当分の間、以下のよ  
うに定める。

- |                              |           |
|------------------------------|-----------|
| (1) 会員数が500名未満の学会            | 15,000 円  |
| (2) 会員数が500名以上1,000名未満の学会    | 37,500 円  |
| (3) 会員数が1,000名以上2,000名未満の学会  | 60,000 円  |
| (4) 会員数が2,000名以上4,000名未満の学会  | 96,000 円  |
| (5) 会員数が4,000名以上6,000名未満の学会  | 130,000 円 |
| (6) 会員数が6,000名以上10,000名未満の学会 | 168,000 円 |
| (7) 会員数が10,000名以上の学会         | 240,000 円 |

第5条 構成学会は、毎年4月1日現在の会員数を理事長に報告し、請求された会費を4月末日までに納入しなければならない。

第6条 前条に定める年度会費のほか、理事会において事業に必要と認められた場合には、その経費を負担しなければならない。

### 第4章 役員を選出

第7条 理事長は、出席理事の単記・無記名投票によって選出する。

- 2 投票総数の過半数の票を得た者を理事長とする。過半数を得た者がいない場合は、上位得票者2名を被選挙人として再度投票を行い、うち上位得票者を理事長とする。得票が同数の場合は、抽選によって決定する。

第8条 副理事長は、出席理事の単記・無記名投票によって選出する。

- 2 投票の結果、得票数の順に2名を選出する。最多得票数を得た者が3名以上の場合、該当者を被選挙人とする投票を行い、うち上位得票者2名を副理事長とする。最多得票者1名で次位得票者が2名以上の場合には、次位得票者を被選挙人として再度投票を行い、最多得票者1名を、初回投票の最多得票者とともに副理事長とする。

3 再度の投票によってもなお2名を選出できない場合は、同数得票者による抽選によって決定する。

第9条 常任理事のうち会則第9条の2に定める以外の者は、出席理事の2名連記・無記名投票によって選出する。

2 投票の結果、得票数の順に5名を選出する。同数得票者が生じて定数を超えた場合は、該当する得票者の抽選によって決定する。

第10条 監事は、出席理事の単記・無記名投票によって選出する。

2 投票の結果、同数得票者が生じたために定数を超えた場合は、該当する得票者の抽選によって決定する。

第11条 副理事長、投票により選出される常任理事、及び監事については、次点得票者をその順位とともに議事録にとどめ、欠員が生じた場合には順位に従って補充する。

2 欠員補充によって就任する理事長、副理事長、常任理事、及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第5章 理事会への出席

第12条 理事が正当な理由により理事会に出席できない場合は、あらかじめその旨を理事長に届け出て、当該学会の役員を代理出席させることができる。

第13条 前条に定める手続きを経た代理出席者は、その会議に限り登録された理事と同等の資格を有するものとする。

#### 第6章 委員会

第14条 本連合に、その事業遂行のため、次の常置委員会を置く。

(1) 総務委員会 (2) 財務委員会 (3) 資格委員会 (4) 教育委員会 (5) 学術委員会  
(6) 国際委員会 (7) 広報委員会 (8) 編集委員会 (9) 倫理委員会

2 各常置委員会の任務、委員の選出、任期及び定数等は、別に定める。

第15条 常置委員会のほかに、必要に応じて、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の任務、委員の選出、任期及び定数等は、別に定める。

#### 第7章 補則

第16条 本細則の改正は、理事会の議決を経なければならない。ただし、その場合の定足数、議決方法は、会則第19条に準ずる。

#### 附則

1 本細則は、平成11年5月15日から施行する。

2 本細則の一部改正は、平成16年7月3日から施行する。

以上